

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第122号

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を改正する規則

京都市地球温暖化対策推進本部規則の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「長」の右に「及び市長が指名する担当局長」を加え、同項第4号中「区役所支所長」を「担当区長」に改める。

第10条中「総合企画局」を「環境政策局」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(総合企画局地球温暖化対策室)